

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北杜市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧明野町地域

(1) 現況

本地区は、山梨県北西部秩父山系の茅ヶ岳山麓、標高 370m から 980m に位置し、特定農山村地域に指定されている地域である。標高 650m 付近を流れる朝穂堰を境に、東が畑地帯、西が水田地帯に大別され平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

水田地帯は、消費者ニーズに対応したうまい米づくりを中心に、野菜（だいこん、たまねぎ、にがうり、さやいんげん）や大豆等の生産が行われ、畑地帯は、かつて桑園が大部分を占めていたが、養蚕の低迷により遊休桑園となっているため、大規模農作物生産施設の誘致を行い、野菜や果樹、花き（ひまわり）、麦等の栽培を促進し、効率的な土地利用を推進している。

また、本地区の特産品である果樹（おうとう、ブルーベリー、醸造用ぶどう）は、主に都市住民を対象に、農産物の直売や収穫体験等のグリーンツーリズムへの取組みを進めていく中で、観光型農業を目指した農用地の利用を行っている。

上手と朝神は、畑地帯総合整備事業で、ほ場整備が実施され生産性の高い優良農地が広がっている。今後は、営農目的別の団地化を進めるとともに、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体への農用地の面的集積や、大型機械の導入等による農作業の効率化を推進していく。

また、小笠原は、農道や農業用排水施設の整備が十分でなく、農作業の効率化に支障を来している。今後は、農地環境整備事業による、ほ場整備（区画整理）や畑地かんがい施設、農道や農業用水施設等の整備を行い、効率的農作業が出来る集団的な優良農地を確保する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより耕作放棄地の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

2. 旧須玉町地域

(1) 現況

本地区は、山梨県北西部八ヶ岳山系と奥秩父山系の間に位置し、特定農山村地域に指定されている地域である。地区の面積の約85%が山林で、農用地は標高500m～1,200mの塩川・須玉川流域に展開しており、南部のやや平坦地と北部の急傾斜地に大別され平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

本地区内の農用地は、市の東部を流れる塩川流域を中心に展開し、野菜や果樹の栽培が盛んであるが、うまい米づくりを基本とした水稻や、転作作物として麦、花豆、そば等も生産されている。

本地区の北西部にあたる津金は、遊休桑園の転換等により、りんごが主に栽培されており、都市住民向けの観光農園やオーナー制度の導入を図る等、観光型農業が盛んである。一方、地区の北部にある増富は、標高800～1,200mの高冷地帯で、水田は、うまい米づくりを基本にしつつ、転作作物として、花豆やそば等が栽培されており、今後はブランド化を図っていく。畑は、主に野菜（レタス、きゅうり、トマト、さやいんげん等）を中心に作付けされている。

また、増富ラジウム温泉を訪問する都市住民を対象とした、農産物の直売や収穫体験等、観光型農業を展開し、経営の安定を図るとともに、農用地の有効利用を推進する。

増富を中心とした標高800～1,200mの高冷地帯である北部は、山地に囲まれているため、耕作条件の向上が必要である。このため、農道や農業用排水路施設の整備を行い、農業生産基盤及び農村環境の整備を図るとともに、鳥獣害による被害が深刻なため、電気牧柵等の整備を行い、優良農地の確保を図る。

また、標高600～800mに位置する中部地域において、多麻は、農業生産基盤整備事業がおおむね完了している一方で、江草では、農業生産基盤整備が他区域と比べて遅れており、農地が小規模に分散していて、棚田も多い。今後は、農地環境整備事業によるかんがい施設整備や農村地域活性化農道整備事業による農道の整備をはじめとした農業生産基盤整備を推進するとともに、有害鳥獣対策も積極的に推進する。

標高500～600mに位置する南部は、中央自動車道須玉インターチェンジ付近にあることから交通の便が良いため、農業以外の用途としての土地利用の需要が多い。このため、秩序ある土地利用を行い、農道やほ場整備を実施していく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより耕作放棄地の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

3. 八ヶ岳南麓北部地域(高根・大泉・小淵沢地区の北部)

本地域は、JR小海線沿線の八ヶ岳南麓斜面に広がる地域で、標高は900m～1,200mと高く、急傾斜地が多い。ほ場整備されていない小規模に分散する田が多く、収益性の高い稲作経営が難しい。

このため、転作作物として、高原野菜(トマト、レタス等)への転換が行われている。畑は、夏涼しい気候条件を活かして、高原野菜(トマト、レタス、ほうれんそう等)、そば、豆類等の多種多様な作付けが行われている。新たな特産品である果樹(おうとう)は、観光施設へ訪れる都市住民向けに、農産物の直売や収穫体験等のグリーンツーリズムへの取り組みを進めていく中で、観光型農業を目指した農用地の利用を行っている。

本地域は、標高が高く急傾斜地も多いため、田は高原野菜(トマト、レタス等)への転換が図られている。また、清里を中心に畜産団地が形成されており、今後も畜産関係事業の活用により、畜産振興を図る。

また、農道は、老朽化や未舗装道も多く、機能維持のための整備や改良、舗装整備を実施する必要があるため、農村地域活性化農道整備事業により農道の整備を促進するとともに、ため池の老朽化が目立つため、改修整備を実施していく。

一方、畑は戦後に山林を開墾した地域であり、生産基盤が脆弱であるため、山林原野の縁辺部においては、耕作放棄地が近年増大している。今後は、小規模な畑地の基盤整備の推進を行い、優良農地の確保を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより耕作放棄地の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

4. 八ヶ岳南麓中部地域(高根地区中部、長坂地区北部、大泉地区・小淵沢地区の南部)

本地域は、標高700m～900mに位置しており、南部は中央自動車道沿線から北部は小海線沿線に至る比較的平らな土地が多く、団地化された農用地が展開している。

田は、おおよそほ場整備が済んでおり、集団化が図られ大型機械を利用した農業が展開されている。

元来水田中心の地帯であるが乾田が多いため、高原野菜のトマトやレタスが田畑輪換作物として栽培され成果を挙げていることから、今後は、集落営農組織の育成を図る等、担い手

を確保するなかで、高原野菜の産地化を図っていく。また、標高が高い立地条件を活かした花き（ひまわり、コスモス、ラベンダー、クリスマスエリカ等）生産の振興を図るとともに、観光施設に近い地域の特性を活かし、景観形成作物としての花き栽培を推進し、農用地の保全と有効利用を図っていく。

畑は、野菜（トマト、レタス）の生産に利用されており、効率的な農業経営を行うため、品目別に団地化を促進する。また、過去に養蚕農家が多い地域であったため遊休桑園が多いが、有機農業を目指す就農希望者が多い地域であることから、農業委員会や農地利用集積円滑化団体と連携し、農地の有効利用を進めていく。

本地域は、比較的平坦な土地が多く、田は、ほ場整備が進んでいるが、ため池や農業用排水施設の老朽化が目立つため、改修整備を実施していくほか、区画整理、かんがい施設の整備や、農村地域活性化農道整備事業等により、各団地を結ぶ農道整備を実施するとともに、ほ場内の農道舗装を実施する。

一方、標高が高く水稻の耕作条件不利地域は、トマトやレタスの生産団地化を推進しているが、今後は、新たな品目による産地づくりを進めるため、そば、大豆、小麦や高収益につながる花き生産を推進するとともに、団地化を図るための生産基盤の整備を実施する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより耕作放棄地の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

5. 八ヶ岳南麓南部地域(高根地区、長坂地区の南部)

本地域は、標高500m～700mに位置している。田は、消費者のニーズにあったうまい米作りを行っているが、小規模で分散しており、大型の機械化が難しい地域であるため、今後は野菜への転換を促進する。

畑は、養蚕農家の減少に伴い、遊休桑園が多くみられた地域であったが、今後は省力作物（そば等）への転換を促進していく。

樹園地は、特産品化しつつあるブルーベリー栽培が増加しているので、優良品種への改植によるブランド化や防鳥網設置等への支援を行い、生産拡大と経営の安定を図るほか、特産品であるおうとうは、都市住民向けに、農産物の直売や収穫体験等のグリーンツーリズムへの取り組みを進めていく中で、観光型農業を目指した農用地の利用を促進する。

農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い、耕作放棄地が増加傾向であるため、耕作放棄地再生利用緊急対策事業等で農用地を整備する中で、大規模経営農家や集落営農組織を育成し、これら担い手への農地の集積を推進する。

また、本地域は、酪農が盛んであり酪農専門者が多い地域である。今後も乳用牛等の生産拡大を推進するとともに、たい肥生産利用組合や市内ファームグループを中心に、たい肥の地

域内流通を推進する。さらに、耕畜連携を進めるため、コントラクターの育成や、稲醗酵粗飼料（ホールクroppサイレージ）や飼料用とうもろこし等の自給生産を推進し、農用地の効率的利用を促進する。

本地域の水田は、小規模で分散していることから、野菜への転換を促進しているが、畑地等は未整備地が多いため、今後は畑地のほ場整備（区画整理）を行い、機械化に適した条件整備を行う中で、立地条件にあった野菜や果樹等の導入を図る。一方、農村地域活性化農道整備事業による農道等の整備を推進することで、体験農園やグリーンツーリズム等に対応できる基盤整備を推進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより耕作放棄地の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

6. 釜無川流域地域(白州地区、武川地区)

本地域は、釜無川流域の沖積平野を中心とした地区にあり、地区の約90%は山林である。農用地は甲斐駒ヶ岳を中心とした南アルプス連峰からの豊かな水を利用した田を中心とした土地利用が行われている。

田は、国道20号線の沿線に、おおむねほ場整備事業が完了した集団的な優良農地が確保されており、水稻を基幹作物とした農業経営を推進する。

畑や樹園地は、野菜（トマト、長いも、きゅうり）や果樹（ぶどう、すもも、かき）、豆類（大豆等）等多種多様な作物が栽培されている。今後は、効率的な生産体制を確立するため、野菜、果樹、豆類の計画的な団地化を進めていく。

白州町鳥原は、畑地帯総合整備事業を導入し、40ha規模の農地がほ場整備（区画整理）されたことから、大規模農作物生産施設の誘致を行ったため、現在栽培されているブルーベリー、そば、だいこんの他、いちご等の新たな作目を導入し、都市住民を対象とした農業体験等のグリーンツーリズムを行い、観光農業を推進する地区として整備を図る。

また、肉用牛生産農家や平飼いによる採卵養鶏農家が多い地域であり、今後とも肉用牛や鶏卵の生産拡大を推進するとともに、堆肥の地域内流通等を推進するなど耕畜連携を図っていく。

本地域は、国道20号線沿線の水稻を中心に果樹（ぶどう、すもも、かき）、野菜（トマト等）の生産が行われている。

また、農作業の効率化を一層推進するため、甲斐駒ヶ岳地区を中心に行われた広域営農団地農道整備に伴い、農業用排水施設の整備を行い、魚やホタルが住み着くような、環境にやさしい基盤整備により農村田園風景の維持保全を図る。

さらに、現在耕作放棄地となっている三吹地区畑地においてはほ場整備（区画整理）を行い、参入企業への貸し付けを予定している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより耕作放棄地の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧明野町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	旧須玉町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	八ヶ岳南麓北部地域(高根・大泉・小淵沢地区の北部)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
④	八ヶ岳南麓中部地域(高根地区中部、長坂地区北部、大泉地区・小淵沢地区の南部)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑤	八ヶ岳南麓南部地域(高根地区、長坂地区の南部)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑥	釜無川流域地域(白州地区、武川地区)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

（別に北杜市対象農用地の基準に該当する地図を添付）

ア 対象地域

北杜市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 北杜市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

市のガイドラインに基づき田については1/100以上、畑等については、8度以上の傾斜農用地を対象とする。

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が
全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、
畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：
田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(c) 山梨県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

特になし

(4) その他必要な事項

特になし